

浜松市中央卸売市場における市場秩序の保持等の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号。以下「条例」という。）第77条第1項の市場秩序の保持等についてその基準を定め、市場における市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図り、もって市場の業務の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における定義は、次のとおりとする。

- (1) 市場内事業者等 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、関連事業者又は条例第61条第2項の規定により市場施設を使用している者（仲卸業者、売買参加者を除く。）、出荷者。
- (2) 買受人 市場内で生鮮食料品等を購入できる業者（仲卸業者、売買参加者、買出人）及び個人。

(違反行為)

第3条 条例第77条第1項に規定する市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 売買取引を故意に妨害する行為
- (2) 市場内で発生した廃棄物を定められた時間又は指定場所以外に投棄する行為
- (3) 市場外で発生した廃棄物を搬入し投棄する行為
- (4) 建物又は器物を損傷する行為
- (5) 落書き等により市場施設を汚損する行為
- (6) 許可なく市場施設内にポスター、ビラ等を貼付する行為
- (7) 許可若しくは承認された以外の商取引又は広告宣伝をする行為
- (8) 市場内において政治活動する行為
- (9) 許可なくたき火等の火気を使用する行為
- (10) 営業用以外の各種危険物を持ち込み、又は使用する行為
- (11) 市場内で不衛生な行為をする行為
- (12) せり業務中、売買参加者その他当該業務に関係のない者が卸売場に立入る行為
- (13) 許可なく市場内に建物又は工作物を設置する行為
- (14) 指定した喫煙所以外で喫煙し、又はたばこの吸い殻を所定の場所以外に投棄する行為
- (15) 買受人が、卸売業者等から買い受けた物品を放置する行為
- (16) 車両により市場に出入りする者で、市長が交付する入場登録証を受けないで入場し、又は駐車する行為
- (17) あらかじめ定められた車両制限速度（時速15キロメートル）の通行、駐車位置及び駐車場所を守らない行為
- (18) 運搬車等を所定の場所以外に放置する行為
- (19) 市場内でみだりに警笛（警音器）を鳴らす行為
- (20) 市場施設を無許可で使用する行為

(21) 市場関係法令若しくは市場関係要綱に違反し、又は市職員若しくは市場関係者の指示に従わない行為

(22) その他市場秩序を乱し、又は公共の利益を害する恐れがある行為

(注意、指導及び処分等)

第4条 市長は、前条各号に定める違反行為が認められた場合は、原則として次に掲げる手順で処分等を行うことができる。

(1) 違反者に対し、所属及び氏名を確認のうえ、違反行為を中止するよう口頭による注意を行う。

(2) 口頭による注意後も違反行為を繰り返した者に対し、警告書を交付するほか、その違反者が属する市場内事業者等に通知する。

(3) 警告書の交付後も違反行為を繰り返した者、役員及び使用人（以下「従業員等」という。）が合わせて2回の違反行為を行った市場内事業者等に対しては、呼出書を交付し、かつ、条例第69条の規定に基づく指導等を行ったうえで誓約書の提出を求める。

(4) 前号の指導を経てもなお違反行為を繰り返した者及び同号の指導を命じたのち従業員等が違反行為を行った市場内事業者等に対しては、条例第72条第1項又は第3項の規定に基づき処分を行う。

2 次の各号に該当する場合は、前項の手順によらず、条例第72条第1項又は第3項の規定に基づく処分を直ちに行うことができる。

(1) 所属、氏名等に虚偽の報告があった場合

(2) 前項第3号の呼出しに応じない場合

(3) 前項第3号の誓約書の提出拒否した場合

(4) 条例72条第1項又は第3項の規定に基づく処分を受けた日から2年以内に、違反行為を行った場合

3 市場内事業者等の代表者が違反行為を行ったことにより条例第72条第3項の規定に基づく処分を受ける場合は、当該代表者の違反行為に対する処分と市場内事業者等に対する処分を併せて行う。

4 条例第72条第1項若しくは第3項の規定に基づく処分又は第1項1号から3号の規定に基づく指導等を受けた日から2年間処分等を受けなかった者が行った違反行為は、初回の違反行為として前3項手続を行う。

(停止処分の併合)

第5条 条例第72条第3項の規定による停止の対象となる市場内事業者等に属する従業員等又は違反者の処分前の違反行為に係る当該停止期間は、違反行為ごとに内容を精査して期間を算定し、その合計期間とする。ただし、その期間は6月を超えないものとする。

(開設者及び市場内事業者等の責務)

第6条 市長は、この要綱を市場内事業者等に周知し、主旨の徹底と遵守を図るものとする。

2 市場内事業者等は、市長及び市場関係者と連携して市場秩序の保持等に努めるものとする。

附則 (令和4年 9月20日決裁)

この要綱は、令和4年10月 1日から施行する。